

## 割賦販売小委員会報告書（案）に対する発言要旨

平成29年4月24日

弁護士 池 本 誠 司

## 第1章

## 第1節 セキュリティ対策について

## 2. 措置の方向性について

## 【意見】

- ① 加盟店についても、個人情報保護法の措置の水準にとどまらず、イシューア・アクワイアラーと同等のセキュリティ対策の義務を定めるべきであるという意味で、報告書案に基本的に賛成である。
- ② 「リスクベース」・「性能規定」の考え方により各事業者の判断に基づき多様な対策を選択できるものとするのは、不正手法と対策の変化が激しいセキュリティ対策の分野においては基本的に賛同し得る。

ただし、各事業者に白紙委任するものではなく、どのような対策がその水準を満たす「必要な措置」といえるのか、どのような対策では不十分なのかが、客観的に検証可能な程度に具体的な選択肢をガイドライン等に明示しておくことが不可欠である。

## (理由)

- ・クレジットカード番号情報は、イシューア・アクワイアラー・決済代行業者・加盟店等が情報を流通させることにより、世界共通の決済システムとして機能しているものであり、仮に加盟店のコンピュータに不正アクセスし番号情報が流出・漏えいすると、全世界で不正利用されるおそれがある。

また、加盟店の不正利用防止対策が不十分であると、世界中で流出した番号情報による不正利用被害が集中するおそれがある。

したがって、加盟店のセキュリティレベルも、クレジット決済システム全体で同等の水準を確保する必要がある。

- ・ただし、カード番号情報を常時保有していなければならないイシューア・アクワイアラーと異なり、加盟店の場合は、多額のコストがかかるコンピュータセキュリティの国際標準確保（PCIDSS）の対策に限らず、比較的成本負担が低いカード番号情報の非保持化の対策も選択可能である。また、ICカード読み取り端末機も比較的低額化されている状況である。

そこで、小規模加盟店でも選択可能なセキュリティ対策とコストの内訳を分かりやすく情報提供するなど、加盟店のセキュリティ対策の促進策を講じることが重要である。

- ・「法令においては、セキュリティ確保に不可欠な機能（情報漏えい防止と不正使用防止）のみを定める」ことだけでは、義務履行の判定が困難となるおそれがあるため、実行計画やガイドラインに定める具体策を実行することが、法令の要求水準であることを、監督指針に明記することが必要である。

## 第2節 アクワイアラー等による加盟店調査等について

### 2. 措置の方向性について

#### 【意見】

- ① 報告書案に賛成である。

(理由)

割賦販売小委員会平成27年の提言ばかりか、割賦販売法改正に係る国会審議及び附帯決議においても、クレジットカード番号情報取扱事業者（アクワイアラー・登録決済代行業者）による加盟店調査義務の内容として、悪質加盟店排除の観点での調査を明確に規定することが要請されている。

- ② 情報漏えい事故発生時や販売方法等に関する苦情発生時の調査・措置が適切に実施されることが、トラブル拡大防止の最も重要な局面である。したがって、初期調査・途上調査を合理的に組み合わせる柔軟さは認めつつも、トラブル発生時の調査義務の発生要件はできるだけ明確に定めるべきである。

## 第3節 アクワイアラー等の登録について

### 2. 措置の方向性について

#### 【意見】

- ① 決済代行業者の中で登録義務を負うべき事業者の対象範囲に関する考え方は、報告書案に賛成である。

- ② なお、アクワイアラーと決済代行業者がいずれも無登録で、互いに判断権限の帰属を責任転嫁する主張をするケース（特に海外アクワイアラー経由の場合）が想定されるので、監督指針において解釈指針を明記することが必要である。

(理由)

アクワイアラーと決済代行業者のいずれもが無登録で加盟店調査体制を整備しないでクレジット決済事業を実施することは違法であるところ、いずれが加盟店契約締結の判断権限を保有しているか、両社が責任の所在を押し付け合う主張をすることが想定される。

国内アクワイアラーと決済代行業者の関係であれば、クレジット決済システムの利用を認めるかどうかの最終判断権限は通常はアクワイアラーにあると解するのが合理的であろう。

これに対し、海外アクワイアラーと国内決済代行業者の場合は、国内加盟店の実情を審査し加盟店契約を認めるか否かの実質的な判断権限は、実態調査が可能な国内決済代行業者にあると認定することが実態に合うのではないかと考えられる。法執行のすき間が生じないように、実態を踏まえた判断権限の所在が認定できるよう、監督指針に明記することを求める。

## 第4節 苦情情報の活用について

### 2. 措置の方向性について

#### 【意見】

以下のような規定とする趣旨であるとすれば賛成である。※の点は特に留意されたい。

#### ① 包括信用購入あっせん取引の省令60条の見直し

##### ○オンアス取引の場合

現行規定のまま、苦情内容の分析⇒苦情の重大性・多数性に応じて調査義務⇒苦情登録義務

##### ○オフアス取引の場合

報告書案の記述は、以下のような意味であると理解するならば賛成である。

#### イシューア ①受け付けた苦情の内容分析（省令60条1号）

・アクワイアラーの確認（オンアスかオフアスカ）

・重大苦情（禁止行為・取消し対象行為）かその他の苦情かの分析

②重大苦情の場合：アクワイアラーに直接伝達＋JDMへ情報登録

③その他の苦情の場合：JDMへ情報登録

※その他の苦情の場合、JDMに情報登録したイシューアが同種苦情の多発状況をJDMで確認する義務を負うのか、アクワイアラーがJDM情報を適切に確認する義務を負うものとするか？

⇒アクワイアラーの平時の調査事項として、定期的に（その頻度にもよるが）

JDM登録情報を照会することでは、苦情多発時の迅速な調査・措置に結びつかないおそれがあるのではないか。

⇒JDMに登録された苦情情報が迅速にアクワイアラーに情報提供されるような制度的な担保があるのか。

⇒イシューアがJDMに情報登録する際に、同種苦情の登録状況も確認することとして、同種苦情が多発していれば直接伝達を義務化するという制度設計もあり得るのではないか。

⇒イシューアとアクワイアラーのどちらがどこまで役割を果たすのかすき間が生じないことが肝要。

#### アクワイアラー

①イシューアから伝達された苦情が重大苦情の場合

⇒遅滞なく加盟店に関する必要な調査（2号）

⇒所要の措置（4号）

⇒措置の結果をJDMに登録（省令135条）＋イシューアに報告

※重大苦情は、商品購入契約の取消しの可能性があるため、アクワイアラーが加盟店調査を行った結果をイシューアに報告することで、イシューアの苦情の適切処理義務（法30条の5の2）が履行可能となる。

よって、重大苦情の場合は、アクワイアラーからイシューアへの調査措置結果の報告についても明記すべきである。

②イシューアから伝達された苦情、JDMその他により知った事項から見て、苦情多発等により利用者の利益保護に欠けると認められるとき

⇒加盟店に関する必要な調査(3号)

⇒所要の措置(4号)

⇒措置の結果をJDMに登録(省令135条)

## ②マンスリークリア取引の苦情情報の伝達

○包括信用購入あっせんにおける役割分担に準じて前述のような対応を、業界の自主規制規約として定めることを提言すべきである。

(理由)

- ・マンスリークリア取引のイシューアは法律上の苦情伝達義務はないが、アクワイアラーの加盟店調査・措置義務の実効性を確保し悪質加盟店のトラブルを防止するため業界の実効的な取組の促進を要請した国会附帯決議(衆第1項、参第1項)を踏まえ、報告書に自主規制対策の方向性を明記すべきである。
- ・特に、禁止行為・取消し事由に該当し得る重大苦情は、JDMへの登録とともにイシューアからアクワイアラーに直接伝達すること、重大苦情の調査措置結果はアクワイアラーからイシューアに報告することを、自主規制規約に規定するよう要請することを報告書の提言(15頁)に賛成である。

## 第5節 取引条件の表示、書面交付について

### 2. 措置の方向性について

#### 【意見】

- ① イシューアからのカード利用時の書面記載事項について、カード利用時に変化する事項だけでなく、抗弁対抗に関する事項や問合せ先のなど消費者の権利行使を容易にする事項を存置することに賛成である。
- ② 加盟店からのカード利用時の情報提供事項についても、瑕疵担保責任に関する事項など消費者の権利行使を容易にする事項は存置すべきである。

## 第6節 支払可能見込額調査について

### 2. 措置の方向性について

#### 【意見】

- ① 報告書案が提案するような見直しを現時点で方向付けることには反対である。

- ② 本報告書が提案する見直しの方向性は、「特定の家族形態に着目した年収や預貯金の合算や、生活維持費の算定に関する省令上の詳細な調査手続・方法などに関する規定」を見直し、省令は「詳細な調査手続や方法を特定しない規定とする方向で改正」するにとどめ、過剰与信防止の実効性を確保するため、クレジット債務の延滞率等の個社それぞれの一定の指標を設けることを検討する、というものである。しかし、これでは収入からクレジット債務及び「生活維持費（最低限度の生活を維持するために必要な一年分の費用として経済産業省令・内閣府令で定める額をいう。）」（法30条の2第2項、35条の3の3第2項）を控除する方法で算定する、という割販法が定める判断枠組み自体を変更することとなる可能性があり、内容によっては割販法が定める省令委任の範囲を逸脱する疑いが生じる。

なによりも、プライバシー等に支障があるとされる調査事項に関して、どのような対策を講ずることが合理的か、これまで十分な審議を行う時間が確保されていない。

- ② 支払可能見込額調査事項の見直しは、改正法の施行時期に間に合わせる課題ではないから、不十分な審議により拙速に結論を下すのではなく、本報告書のとりまとめとは分離して、さらに慎重な審議を行うため継続審議とすべきである。

(理由)

ア. 現行省令の支払可能見込額調査が、プライバシーへの過度な介入になっている、家族形態に多様化に対応していない、概念が分かりづらい等の問題が指摘されたが、2月17日小委員会の「資料5」（日本クレジット協会提出）で報告された内容では具体的な問題場面やその発生状況が把握できないため、対応策のあり方が具体的に議論できていない。例えば、以下のような議論をさらに尽くすべきである。

- ① 問題提起された支払可能見込額調査が障害になっている場面とは、クレジットカードの発行なのか個別クレジットの与信審査なのか。

カードの発行については、限度額30万円以下のカード発行は簡易な信用情報調査のみで発行可能とされており、大半のケースは支障がないはずである。

- ② 個別クレジットの与信審査の場面であるとしても、店舗取引のケースか訪問販売等のケースか。どのような商品の購入に係る問題か明らかでない。

店舗取引での問題であれば、10万円以下の生活必需品や高額な生活必需耐久消費財は信用情報調査により延滞がなければ与信可能とされており、家族構成や収入の詳細を聞く必要はないはずである。

- ③ 店舗取引の生活必需品や耐久消費財の適用範囲が狭いことが問題（資料5のケース4）であるとすれば、その対象範囲の見直しを先行して行うべきであり、直ちに調査方法の枠組みの変更を結論付けるのは適切でない。

訪問販売等であれば、必要性や支払能力を無視した次々販売被害の経験を踏まえて平成20年改正が行われた経緯に鑑み、安易に緩和すべきではない。

また、仮に店舗取引について調査事項の一部を見直すとしても、訪問販売等を含めた基本的な枠組みを変更すべきではない。

- ④ 「二親等内親族」以外の扶養者の場合に与信ができないという問題（資料５のケース１）であれば、扶養者の範囲を拡大するかどうかを検討することを先行すべきである。
- ⑤ 「与信には直接必要がなく当該規定の適用要否の判断のためだけに、プライバシーに立ち入った質問をする必要がある。」との指摘（資料５のケース１）は、調査義務でない事項まで画一的に質問しているのではないか。実務の現場での解釈・運用の再確認を先行すべきである。
- ⑥ 生活維持費の算定基礎を確定するために、「同一生計人数」の確認が必要でありプライバシーの介入となるとの指摘（資料５のケース２）については、生活維持費の算定枠組みをもう少し定型化するなどの工夫の可能性を検討することが先決であり、生活維持費控除の枠組み自体を変更することに直結することは短絡的である。
- ⑦ 「共稼ぎ夫婦」について「配偶者の同意」が得られにくいため、低収入の特定配偶者よりも不利となるとの指摘（資料５のケース３）は、例えば、共稼ぎ夫婦について一定範囲の定型化した加算を認める可能性など、現行法の規定の個別的な見直しを先行させるべきである。

イ．報告書案は、以上のような問題があるとしているが、「生活維持費」の定めをどのような内容に修正することを予定しているのかについては、全く説明がない。

他方で、報告書案が提案する新たな措置として、「個社毎の会員のクレジット債務の延滞率を初めとした、個社それぞれの調査手法の実効性・妥当性をチェックするための指標を設けることも併せて検討する」という内容が全く明らかにされていないが、過剰与信か否かを個社それぞれの調査手法に委ねることとし、個社ごとの内部的な判断指標を作成したうえで、行政的に事後チェックする、という方式のように思われる。

しかし、現行法の支払可能見込額の算定方法は、収入からクレジット債務及び「生活維持費（最低限度の生活を維持するために必要な一年分の費用として経済産業省令・内閣府令で定める額をいう。）」を控除する方法で算定する（法３０条の２第２項、３５条の３の３第２項）ものと定められているのであるから、生活維持費の定め方を個社の裁量に委ねるとなると、割販法が定める省令委任の範囲を逸脱する疑いが生じる。

ウ．現在、多重債務による破産申立件数が再び増加する傾向が生じており、銀行のカードローンによる過剰与信問題が社会問題化している中で、銀行に対する過剰与信規制のあり方が議論されようとしている状況にある。さらには、個人信用情報機関が、銀行系、クレジット系、消費者金融系に分割されている現状の見直しの必要性も提起されている状況にある。このような状況の中で、クレジット分野の過剰与信防止の制度を拙速に規制緩和することは、極めて不適切である。

エ. そもそも支払可能見込額の調査事項の見直しは、割賦販売法改正に伴う省令改正事項ではないから、改正法施行時期に間に合わせる必要はない。また、第1章（割賦法改正に伴う省令改正事項）の第6節として位置づけることも不適切である。

本小委員会では、割賦販売法改正に伴う省令改正事項の多数の重要論点が審議されている中で、支払可能見込額調査事項の問題は、2月17日の小委員会で初めて問題提起され、3月15日の小委員会ではごくわずかの発言しかなく、見直しの方向性に関する具体案の議論もないままに、本日、初めて見直しの方向性が提示されたものであって、こうした審議だけで直ちに省令改正の結論を決定することは拙速である。

よって、この課題は継続審議とすべきである。

## 第2章 前払式特定取引に係る検討課題について

### 第1節 業務面の論点

#### 2. 措置の方向性について

- 報告書案の提案は基本的に賛成である。

### 第2節 財務面の論点

#### 2. 措置の方向性について

- 特に異議はない。

## 第3章 クレジットカードのデータ利活用とAPI連携について

### 2. 措置の方向性について

- API連携の推進については、「Fintech企業がセキュリティや利用者保護に関して十分な措置や体制を整備していることが不可欠である」との指摘について、これをどのように確保するのか、自主規制のみで足りるのか、慎重な検討を求める。
- ガイドラインで対応するとの方向性については、上記のような観点に加えて、そもそも消費者が仕組みを理解しないままに利用することでトラブルが生じないよう、消費者に対する意見募集などを含めて特に慎重な検討を求める。